平成２６年（再イ）第４１号
仙台市泉区桂１丁目３番地の１　桂パークハウス東街区五番館202
再生債務者　小野寺正憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第４５号
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一21番地の28
再生債務者　佐々木玲子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第５５号
仙台市太白区山田北前町33番26号
再生債務者　菊地　慶一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１３２号
神奈川県藤沢市花の木３番２―203号
再生債務者　圷　　孝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１７５号
横浜市金沢区富岡東１丁目52番25―507号
再生債務者　大川　和将
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第７８号
京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目３番地22
再生債務者　丹　　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第３１４号
大阪府高槻市明野町22番４号
再生債務者　山野左官こと　山野　政男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３１９号
大阪市住吉区苅田５―14―27―302、営業所大阪市住吉区苅田５―11―９阪南ビル103
再生債務者　インテリアＭＯＲＩこと　森　浩朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２１９号
札幌市東区東苗穂９条２丁目１番60号
再生債務者　村田　征義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１０号
岐阜県多治見市東山２丁目６番地の６
再生債務者　吉村　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第１１号
岐阜県多治見市東山２丁目６番地の６
再生債務者　吉村ニベアこと　ヨシムラ　ニベア
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第１７号
滋賀県近江八幡市土田町267番地10
再生債務者　大森　英司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（再イ）第１２０号
横浜市青葉区松風台33番地２　藤和シティホームズ青葉松風台弐番館306号
再生債務者　岡田　伊悦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
横浜地方裁判所第３民事部

企画競争に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
平成27年２月２日
独立行政法人日本貿易保険
理事長　板東　一彦

1　業務概要
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　業務名　情報システム基盤更改に係る調達（ＳＰＩＲＩＴ　ＯＮＥシステム基盤更改）一式
⑶　業務内容　企画競争説明書による。
⑷　履行期限　平成33年９月30日
2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　下記①、②及び③に該当しない者であること。
①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
③　上記②に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。